

国際日本文化研究センターのテニユア審査基準等にかかる申合せ

平成28年7月7日制定

大学共同利用機関法人人間文化研究機構テニユアトラック制に関する規程（以下「規程」という。）第5条第1項に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）におけるテニユア審査基準等について、以下のとおり申し合わせる。

- 1 テニユア審査は規程第7条第2項に基づき、センター研究教育職員候補者選考規則における研究教育職員候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）にて、書面及びヒアリングで評価し、センターにおけるテニユア資格の有無について審議する。
- 2 テニユアトラック教員は、採用後速やかに研究計画書を提出する。
- 3 テニユア審査は原則として3年目に助教の再任が認められれば中間審査を、5年目に最終審査をそれぞれ行うものとする。
- 4 テニユア審査を行うにあたり、選考委員会委員長は次の書類をテニユアトラック教員から提出させるものとする。
 - （1）テニユアトラック期間の業務及び研究の実績（2000字程度）
 - （2）今後の業務及び研究の計画（2000字程度）
 - （3）研究業績リスト
 - （4）その他、選考委員会委員長が審査に必要と認めるもの
- 5 テニユア審査については、次の各号に掲げる基準を観点として、各号毎に別表1による段階評価を実施し、総合的に評価するものとする。
 - （1）テニユアトラック期間中の研究業績
研究計画の妥当性と達成度、著書・論文の数及び内容、国内外会議での発表実績等
 - （2）センターの運営・企画への貢献
センターの共同研究への参加、各種セミナー・シンポジウム等の企画・推進等
 - （3）外部からの評価
科学研究費補助金などの外部資金の獲得状況、受賞歴、国内外研究者との研究ネットワーク形成実績等
 - （4）将来への展望
テニユアトラック期間の実績を踏まえて、今後のセンターの発展のため、どのような貢献ができるか等
 - （5）その他特筆すべき事項
社会貢献に関わる活動、広報活動等
- 6 選考委員会委員長は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴取することができる。

- 7 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。なお、議事は出席委員の過半数をもって決する。

別表 1

テニユア審査における 3 段階評価

評価点	主な評価基準
A	計画以上の実績があがっており、今後もさらに大きな成果が期待できる。
B	計画どおりの実績があがっており、今後も継続的に成果が期待できる。
C	実績があがっておらず、今後も成果が期待できない。